

広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）第三十条の規定によって、屋外広告物講習会を開催する。

令和五年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開催日時

令和五年十一月十五日（水）午前八時五〇分から午後四時二〇分まで  
令和五年十一月十六日（木）午前八時四〇分から午後一時まで

二 場所

広島市中区基町一〇番五二号  
広島県庁自治会館 一階一〇一会議室

三 講習科目等

科 目	時 間 数
屋外広告物に関する法令	三
屋外広告物の表示に関する事項	三
屋外広告物の施工に関する事項	四

四 受講手続

1 広島県電子申請システムによる申込み

広島県電子申請システムにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

(一) 受付期間

令和五年十月二日（月）から令和五年十月三十一日（火）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前八時三十分から受付最終日の午後五時まで

2 受講申込書の提出（郵送又は持参）による申込み

(一) 入手方法

広島県ホームページに掲載するほか、広島県土木建築局都市計画課にて配布する。  
郵送で請求する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書請求」と朱書し、返信用定形封筒（八十四円切手を貼付し、郵便番号及び宛先を明記したもの）を同封し、広島県土木建築局都市計画課に送付すること。

(二) 受講申込書の提出先

広島県土木建築局都市計画課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号

）

(三) 受付期間

令和五年十月二日（月）から令和五年十月三十一日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

四 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

郵送の場合は、令和五年十月三十一日（火）までの消印があるものに限り受付ける。

五 講習手数料

四千円

講習会の前日までに電子納付又は納付書より納付すること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 その他

- 一 講習会に関する問合せは、広島県土木建築局都市計画課（電話（〇八二二）五一三―四一  
一（ダイヤルイン））にすること。